資料1

選挙人名簿管理システム等に係る標準化検討会（第５回）

事務局提出資料
（選挙人名簿管理システム標準仕様書【1.0版】（案）概要説明資料）

令和４年８月２９日

総務省自治行政局

検討会・ワーキングのスケジュール／検討会の目的・議題

○ 今年度の検討会・ワーキングの全体スケジュールを以下に示す。

○ 検討会の各回の目的・議題は以下を想定している。

標準仕様書（案）取りまとめ▼

標準仕様書1.0版公表▼

	第3回（5月12日実施）	第4回（7月29日書面開催）	第5回（本日）
目的	全国意見照会の結果報告 今後の進め方等の共有	**標準仕様書【1.0版】（案）提示**	標準仕様書【1.0版】（案）承認
議題	1. 全国意見照会結果の報告	1. 標準仕様書【1.0版】（案）の説明	1. 標準仕様書【1.0版】（案）の説明 2. 標準仕様書【1.0版】（案）の承認 3. 今後の予定

※検討会の回次は前年度より連続

事務局提出資料目次

１．標準仕様書【1.0版】の概観

1-1. 標準仕様書【1.0版】の概要

1-2. 標準仕様書の対象範囲

1-3. 自治体のシステム利用イメージ

２．標準仕様書の構成・各資料の概要

2-1. 標準仕様書の構成

2-2. 標準仕様書（本編）の概要

2-3. 機能要件の概要

2-4. 帳票要件の概要

2-5. 業務に関する資料の概要

2-6. その他の要件

３．今後の予定

3-1. 今後のスケジュール

別紙　選挙人名簿管理システム標準仕様書【1.0版】（案）

（参考資料１）機能ID数・帳票ID数

（参考資料２）検討会の体制・検討経緯

1. 標準仕様書【1.0版】の概観

選挙人名簿管理システム標準仕様書【第1.0版】の概要

○ 「新経済・財政再生計画改革工程表（2019）」及び「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日改定）において、選挙人名簿管理業務を含む地方自治体の基幹業務システムについて、住民記録システムの成果も反映し、標準仕様書の作成を進めることとされた。

○ これを受け、選挙人名簿管理システム等標準化検討会（座長：庄司昌彦武蔵大学社会学部教授）を開催し、令和３年６月以降、標準仕様書の検討を重ねてきた。

○ 本仕様書は、同検討会に設置されたワーキングチームにおける議論や、全国の市区町村及び一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）への意見照会結果を基に、第1.0版として取りまとめたもの。

○ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）においては、標準化対象事務について、所管大臣が標準化基準を定め、地方公共団体は、標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならないこととされている。

○ 今後、本仕様書に、デジタル庁において作成予定のデータ要件・連携要件を踏まえた改定等を加えた上で、総務省令として「標準化基準」を策定。その後も、制度改正を踏まえた改定を実施。

標準仕様書の対象範囲

○ 選挙人名簿管理システムの標準仕様書の対象事務は、各自治体のシステム導入状況や地域情報プラットフォームの定義内容を踏まえ、「選挙人名簿管理」、「期日前・不在者投票管理」、「当日投票管理」、「在外選挙管理」の4事務と定め、検討を推進した。

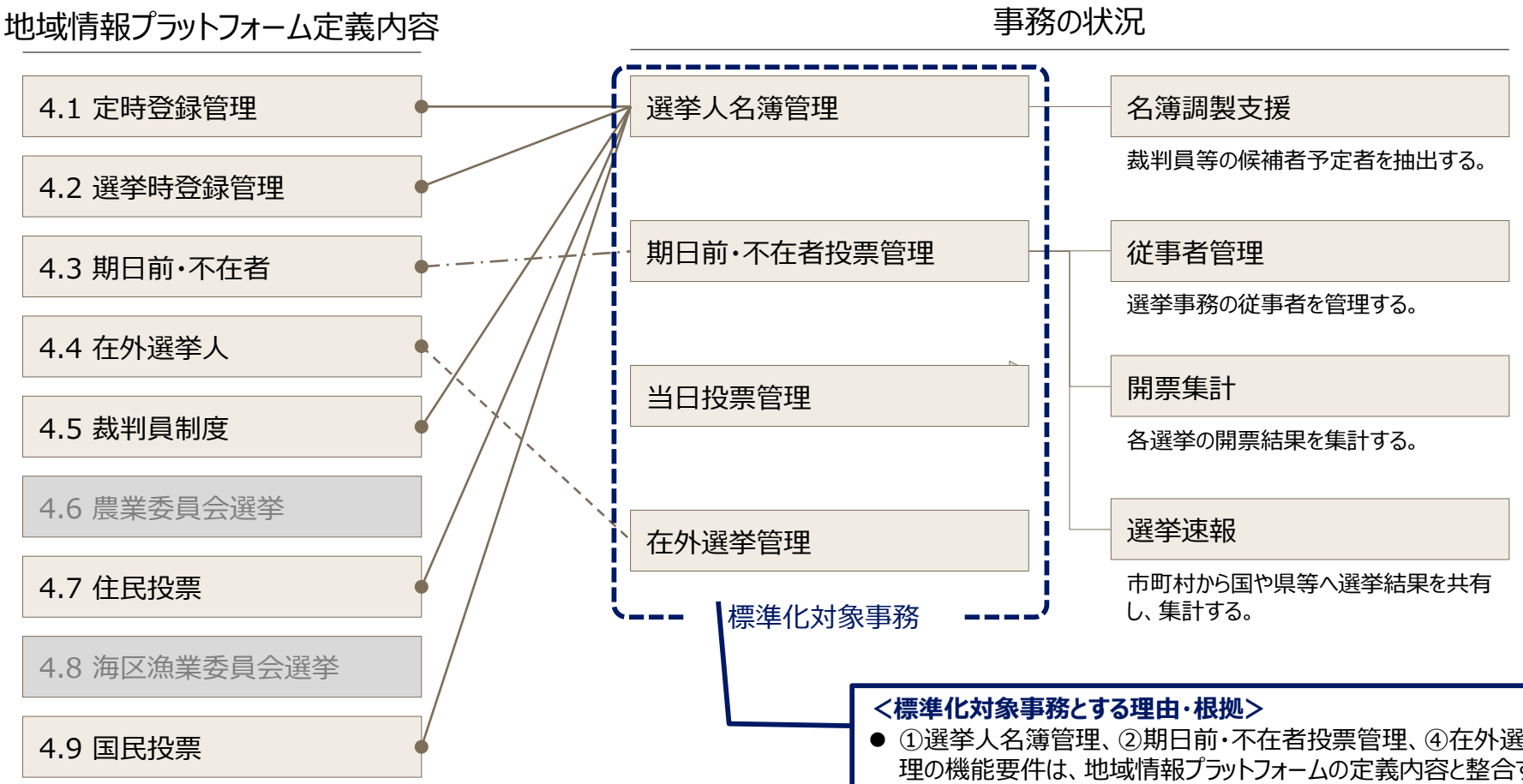

＜標準化対象事務とする理由・根拠＞

- ①選挙人名簿管理、②期日前・不在者投票管理、④在外選挙管理の機能要件は、地域情報プラットフォームの定義内容と整合するため。
- ③当日投票管理は、選挙業務を行う上で不可分であり、名簿管理システムとの関連を踏まえ、検討対象とする。

※4.6 農業委員会選挙は平成27年9月、4.8 海区漁業委員会選挙は平成30年12月にそれぞれ廃止
（4.8 海区漁業委員会選挙は標準仕様V3.5では一部機能が残置されているが、
令和3年3月で名簿の据え置きが終わるため今後削除されるものと理解）
※4.7 住民投票、4.9 国民投票は、名簿調製や入場券作成までが範囲で「投票管理」自体の定義はなし
※当日投票に関する業務は定義なし

自治体のシステム利用イメージ

○ 標準化対象事務のうち、選挙人名簿管理事務及び期日前・不在者投票管理事務については、自治体の業務運用やシステム構成を鑑み、一体的に導入を行うことで業務効率化の効果を最大限に享受できることから、システムの利用を必須とすることを想定している。

○ 在外選挙管理事務及び当日投票管理事務については、現在システム化していない自治体も一定数あると想定されることから、各自治体において利用の要否の判断を可能とすることを想定している。

自治体のシステム利用イメージ

サブユニット※	標準化の範囲	必須／任意	自治体における対応
選挙人名簿管理 サブユニット	標準仕様書 作成対象	システム導入時の利用 必須	✓ 標準仕様書を用いて選挙人名簿管理システム等を調達する場合は、当該サブユニットの導入が必須となる。 ✓ 標準仕様書に定義する要件での調達が必須となる。
期日前・不在者投票管理 サブユニット			
在外選挙管理 サブユニット		システム導入時の利用は 任意	✓ 標準仕様書を用いて選挙人名簿管理システム等を調達する場合、各自治体の実情に応じて導入するか判断が可能。 ✓ 導入する場合は標準仕様書に定義する要件での調達が必須となる。
当日投票管理 サブユニット			

※ サブユニット…選挙人名簿管理事務、期日前・不在者投票管理事務、在外選挙管理事務、当日投票管理事務に対応するシステム機能をサブユニットとして定義している。
事業者によって選挙人名簿管理システム内の構成が異なることから、サブユニットを組み合わせることで各事業者のパッケージの構成単位に合わせて開発することを可能としている。

２．標準仕様書の構成・各資料の概要

標準仕様書の構成

○ 標準仕様書は、標準仕様書本編及び別紙から構成され、標準準拠システムに対する要求要件を漏れなく可視化した資料である。

○ 標準仕様書本編ではシステムに要求している主要なトピック、要件全般に係る課題事項及び対応方針を記載し、別紙では各種要件等における詳細要件を記載している。

○ 標準仕様書を用いて各自治体が調達を行うことで、標準準拠システムに求める仕様を各事業者へ正確かつ確実に伝達する。

標準仕様書の全体構成

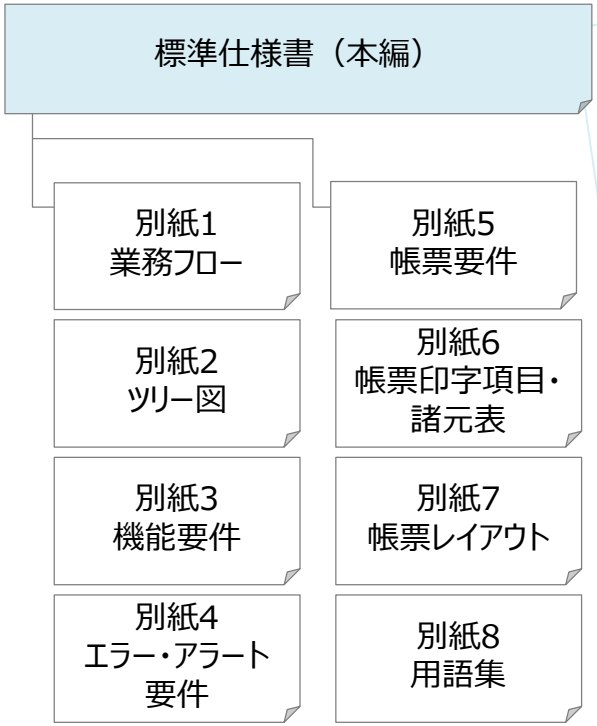

標準仕様書（本編）の構成

第1章　本仕様書について	•システム導入の背景や目的
第2章　業務フロー等	•システムを導入した場合の業務プロセス（詳細は別紙1,2）
第3章　機能要件	•選挙人名簿管理業務の機能に関する課題事項、対応方針 •システムに要求する業務機能の要件（詳細は別紙3,4）
第4章　帳票要件	•選挙人名簿管理業務の帳票に関する課題事項、対応方針 •システムに要求する業務帳票の要件（詳細は別紙5,6,7）
第5章　その他要件	•システムに要求する業務データの要件 •システムに要求する連携の要件 •業務機能以外にシステムに要求する事項 （システムの信頼性や性能等）
第6章　用語	•仕様書内の用語の定義及び解説（詳細は別紙8）
業務概要（全体図）	•標準準拠システム導入後の業務の概要

標準仕様書（本編）の概要

○ 標準仕様書本編では、本仕様書を通じて選挙人名簿管理システムが目指す姿や、システムに要求する機能・帳票等に関する主要なトピックを記載している（各種要件における詳細要件は別紙に記載。）。

標準仕様書（本編）概観

仕様書本編

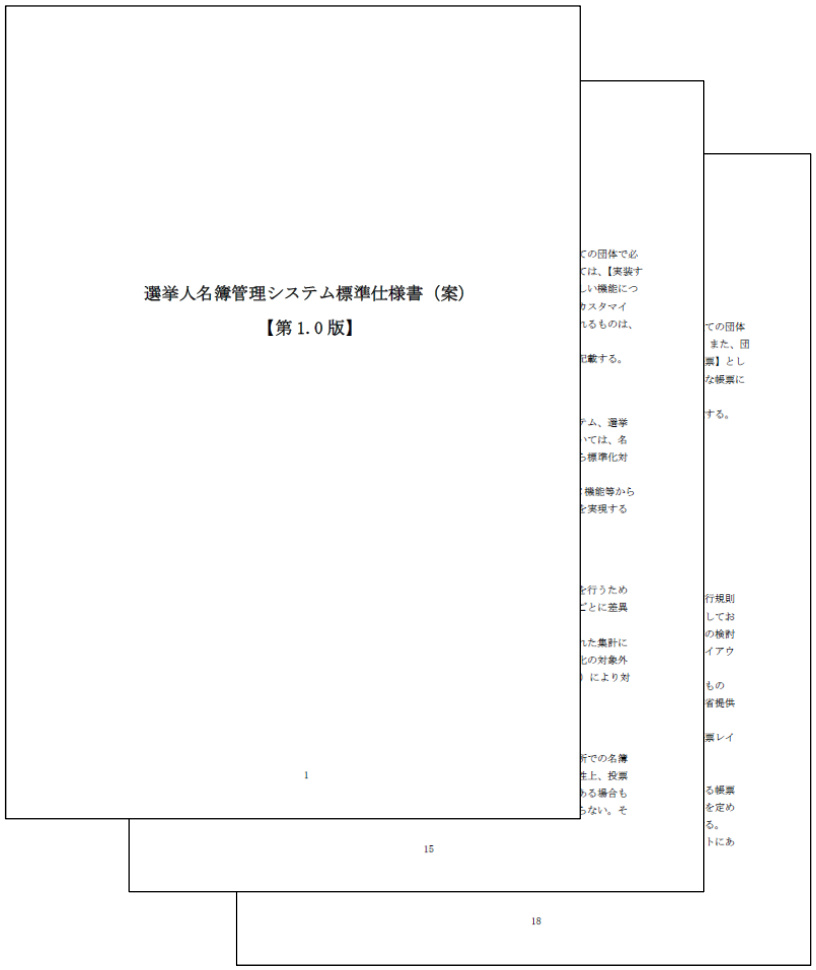

主な記載内容

第１章　本仕様書について

目指す姿

- 複数のベンダが広域クラウド（近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿

本仕様書の目的

- カスタマイズを原則不要にする
- ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
- 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

第３章　機能要件

- 標準化対象外システムとの連携
- 都道府県への報告等
- エラー・アラート
- EUC
- バッチ処理（一括処理）
- 共通投票所
- マイナポータルぴったりサービス
- マイナンバーカードを用いた投票受付
- 各地方自治体における条例による住民投票

第４章　帳票要件

- 外部帳票の定義
- 外部帳票における帳票サイズの取扱い
- 外部帳票における専用紙帳票の取扱い
- 外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い
- 外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い
- 内部帳票の定義
- 外部帳票・内部帳票の実現方法

機能要件の概要 － 機能要件

○ 機能要件では、「機能の定義」「機能の定義設定の考え方」「ワーキングでの協議結果及び対応」を記載し、各機能を設定した背景や根拠、WTでの議論の過程等を把握することを可能としている。

機能要件概観

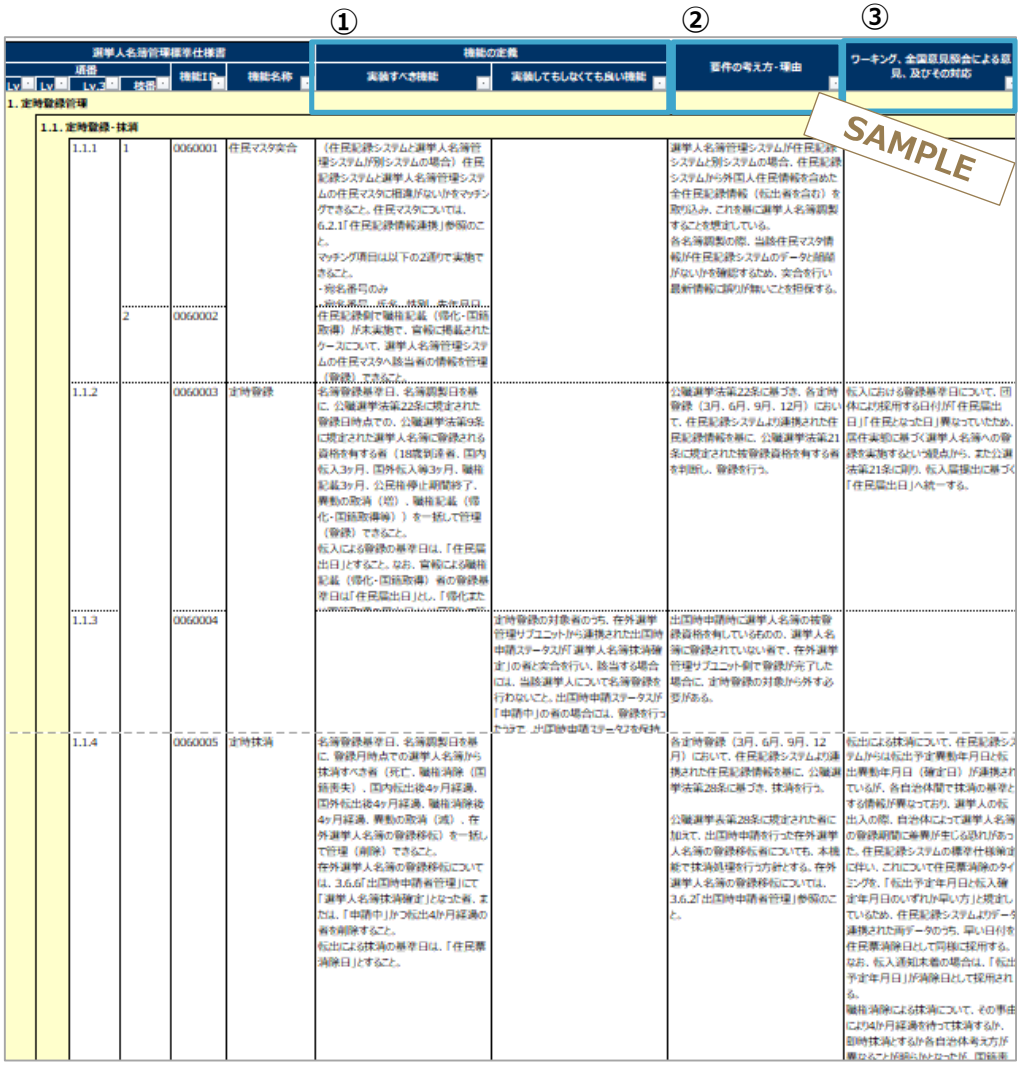

選挙人名簿管理標準仕様書				① 機能の定義		②	③
項番 Lv1	Lv2	Lv3	枝番	機能ID	機能名称	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	要件の考え方・理由	ワーキング、全国意見照会による意見、及びその対応
1. 定時登録管理									
1.1. 定時登録・抹消									
1.1.1	1			0060001	住民マスタ突合	（住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別システムの場合）住民記録システムと選挙人名簿管理システムの住民マスタに相違がないかをマッチングできること。住民マスタについては、6.2.1「住民記録情報連携」参照のこと。 マッチング項目は以下の2通りで実施できること。 ・宛名番号のみ [illegible]		選挙人名簿管理システムが住民記録システムと別システムの場合、住民記録システムから外国人住民情報を含めた全住民記録情報（転出者を含む）を取込み、これを基に選挙人名簿調製することを想定している。 各名簿調製の際、当該住民マスタ情報が住民記録システムのデータと齟齬がないかを確認するため、突合を行い最新情報に誤りが無いことを担保する。	SAMPLE
	2			0060002		住民記録側で職権記載（帰化・国籍取得）が未実施で、官報に掲載されたケースについて、選挙人名簿管理システムの住民マスタへ該当者の情報を管理（登録）できること。			
1.1.2				0060003	定時登録	名簿登録基準日、名簿調製日を基に、公職選挙法第22条に規定された登録日時点での、公職選挙法第9条に規定された選挙人名簿に登録される資格を有する者（18歳到達者、国内転入3ヶ月、国外転入等3ヶ月、職権記載3ヶ月、公民権停止期間終了、異動の取消（処）、職権記載（帰化・国籍取得等））を一括して管理（登録）できること。 転入による登録の基準日は、「住民届出日」とすること。なお、官報による職権記載（帰化・国籍取得）者の登録基準日は「住民届出日」とし、「帰化または		公職選挙法第22条に基づき、各定時登録（3月、6月、9月、12月）において、住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第21条に規定された被登録資格を有する者を判断し、登録を行う。	転入における登録基準日について、団体により採用する日付が「住民届出日」と「住民となった日」異なっていたため、現在実態に基づく選挙人名簿への登録を実施するという観点から、また公選法第21条に則り、転入届提出に基づく「住民届出日」へ統一する。
1.1.3				0060004			定時登録の対象者のうち、在外選挙管理サブユニットから連携された出国時申請ステータスが「選挙人名簿抹消候補」の者と突合を行い、該当する場合には、当該選挙人について名簿登録を行わないこと。出国時申請ステータスが「申請中」の者の場合には、登録を行うなど、出国時申請ステータスを反映	出国時申請時に選挙人名簿の被登録資格を有しているものの、選挙人名簿に登録されていない者で、在外選挙管理サブユニット側で登録が完了した場合に、定時登録の対象から外す必要がある。	
1.1.4				0060005	定時抹消	名簿登録基準日、名簿調製日を基に、登録月時点での選挙人名簿から抹消すべき者（死亡、職権消除（国籍喪失）、国内転出後4ヶ月経過、国外転出後4ヶ月経過、職権消除後4ヶ月経過、異動の取消（滅）、在外選挙人名簿の登録移転）を一括して管理（削除）できること。 在外選挙人名簿の登録移転については、3.6.6「出国時申請者管理」にて「選挙人名簿抹消候補」となった者、または、「申請中」かつ転出4か月経過の者を削除すること。 転出による抹消の基準日は、「住民票消除日」とすること。		各定時登録（3月、6月、9月、12月）において、住民記録システムより連携された住民記録情報を基に、公職選挙法第28条に基づき、抹消を行う。 公職選挙法第28条に規定された者に加えて、出国時申請を行った在外選挙人名簿の登録移転者についても、本機能で抹消処理を行う方針とする。在外選挙人名簿の登録移転については、3.6.2「出国時申請者管理」参照のこと。	転出による抹消について、住民記録システムからは転出予定異動年月日と転出異動年月日（確定日）が連携されているが、各自治体間で抹消の基準とする情報が異なっており、選挙人の転出入の際、自治体によって選挙人名簿の登録期間に差異が生じる恐れがあった。住民記録システムの標準仕様検討に伴い、これについて住民票消除のタイミングを、「転出予定年月日と転入期日年月日のいずれか早い方」と規定しているため、住民記録システムよりデータ連携された両データのうち、早い日付を住民票消除日として同様に採用する。 なお、転入通知未着の場合は、「転出予定年月日」が消除日として採用される。 職権消除による抹消について、その事由により4か月経過を待って抹消するか、即時抹消とするか各自治体考え方が異なることが明らかとなった。国籍喪

①機能の定義

実装必須機能（実装しなくてはならない機能）
- 選挙人名簿管理システムとして実装必須の機能

標準オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）
- オプション機能として搭載しても良い機能
- 指定都市固有の機能

②要件の考え方・理由

根拠法令
- データ処理、帳票作成等に根拠法令が存在する場合に記載

想定利用方法
- 根拠法令はないが業務上必要と判断した機能について、想定する利用方法を記載

システム構成
- 定義した機能内容について、システム構成に関する前提が存在する場合に記載している

不要を明記すべきケース
- 従来いくつかのシステムで搭載されていた機能について、住民記録システムのデータ管理や、標準化方針に基づき不要と判断したものについて記載
- 対象者の少ない例外ケース等についてシステム搭載不要と判断したものを記載

標準オプションとした根拠
- 「実装必須機能」ではなく「標準オプション機能」に分類した根拠

③ワーキング、全国意見照会による意見及びその対応

- 全8回実施したWTでの議論及び確定した方針について背景とともに記載

機能要件の概要　－　エラー・アラート要件

○　エラー・アラート要件では業務に関する内容を定義し、事業者に対して標準準拠システム開発時の参考として提供する。

○　エラー・アラート要件の検討では、各事業者からの照会結果を集約して項目を抽出し、そのうえで選挙人名簿管理システム内のサブユニットごとにシステム利用者が異なる特性を踏まえ条件の細分化を行った。

エラー・アラート要件の概観

エラー・アラート要件（案）

SAMPLE

エラー・アラートの定義
・エラー
論理的に成立し得ない入力、その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの。
・アラート
論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。

以下にエラー・アラートの①分類、及びこれに対する本要件での定義対象／対象外を整理します。　②
※エラー・アラートの示メッセージについては、当該要件では規定しません。

No.	カテゴリ 大分類	中分類	小分類	該当機能要件	詳細条件 エラー／アラート	操作	対象	エラー・アラート対象となる条件	エラー・アラートを出す根拠	備考
選挙人名	簿管理に係るチェック									
1	定時登録 選挙時登録	投票区割り当て	–	1.1. 1.2. 2.1. 2.2.	アラート	投票区の割り当てを行う	名簿登録者の投票区	その投票区に当てはまらない選挙人が存在する	該当者の個別登録を促すため	
2	定時登録 選挙時登録	住民異動情報反映	–	1.2. 2.2.	アラート	住民異動情報反映を行う	異動対象者	国籍喪失により住民記録情報上、外国人となった	選挙権の有無に関わるため、取込結果に関しての確認を促す	
3	定時登録 選挙時登録	住民異動情報反映	–	1.2. 2.2.	アラート	住民異動情報反映を行う	異動対象者	新規登録の対象でない者が、選挙人名簿に登録されていない	選挙権の有無に関わるため、取込結果に関しての確認を促す	住民異動情報の反映において、更新対象外のデータ件数が住民記録データと選挙人名簿データとで異なり、本来であれば前回の定時登録で登録されているものが登録されていない状態と判明した場合を想定
4	定時登録 選挙時登録	補正登録	–	1.2. 2.2.	エラー	補正登録を行う	補正登録対象者	同一の選挙人情報が既に登録されている	同一人物に対する重複登録はできないため	
5	定時登録 選挙時登録	補正登録	–	1.2. 2.2.	エラー	補正登録を行う	補正登録対象者の続柄	続柄と性別の関係が一致しない	住記情報との整合性を確保するため	
6	定時登録 選挙時登録	補正登録	–	1.2. 2.2.	アラート	補正登録を行う	補正登録対象者	失権者に該当する	選挙権の有無に関わるため、登録実行に関する確認を促す	
7	定時登録 選挙時登録	補正登録	–	1.2. 2.2.	エラー	補正登録を行う	補正登録対象者の住所	市外住所が指定されている	選挙人名簿の住所要件を満たさないため	
8	定時登録 選挙時登録	補正登録	–	1.2. 2.2.	エラー	補正登録を行う	補正登録対象者の住民番号、世帯番号	住民記録情報に存在しない	補正登録者について、住民マスタに登録されていることが前提となる	

①カテゴリ

- 機能要件との関連性を記載

②詳細条件

エラー／アラート
- エラー（抑止すべき原因が解消されるまで入力等を確定できないもの。）、アラート（特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。）の別を明示

対象／操作／条件
- エラー・アラートを出すべき諸条件を記載

根拠
- データ管理、システム機能の観点から登録を抑止、または注意喚起する根拠を記載

機能要件の概要 － 機能要件のポイント（1/3）

○ 機能要件に関する主要なポイントを以下に示す。これらのポイントは、ワーキング及び事務局内での整理を経て、取りまとめを行い、標準準拠システム開発にあたっての基本方針として標準仕様書に示すものである。

機能要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙3（機能要件）に詳細記載）

標準化対象外システムとの連携	• 名簿閲覧システムや従事者管理システム、開票集計システム、選挙速報システム等の選挙業務の関連システムとの連携については、EUC機能等から出力されたデータを各システムに連携することにより、システム間のデータ授受を実現することができる。	• 本編：第3章 3-1（1）標準化対象外システムとの連携に係る要件
都道府県への報告等	• 各団体から都道府県に対する報告等に用いる集計を作成する機能については、ワーキングチームにおいて統一できかつ必要性が認められた集計を対象として定義している。定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、EUC等により対応することを想定している。	• 本編：第3章3-1（2）都道府県への報告等に係る要件
エラー・アラート	• 選挙人名簿管理業務においては、選挙人の資格判定の正確性を期すため、投票所での名簿対照時に年齢要件・住所要件・投票状況等のチェックが行われることから、最低限搭載すべきエラー・アラートを実装すべき機能として定義している。	• 本編：第3章3-1（3）エラー・アラートに係る要件 • 別紙4 エラー・アラート要件
EUC（※）	• 選挙人名簿管理システムが保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等のため、EUC機能を定義している。 • EUCにて抽出したデータを加工するためのツール等は、各地方公共団体の事情に合わせて必要な機能を導入可能とする。	• 本編：第3章3-1（4）EUCに係る要件 • 別紙3 機能要件：13.5. 共通管理
バッチ処理（一括処理）	• 選挙人名簿管理業務においては、定時登録時、選挙時登録時における名簿調製など、バッチ処理（一括処理）による処理が必要となる機能が存在すると想定されるが、実装方式の指定は行わない。ただし、バッチ処理（一括処理）による実装を妨げるものではない。	• 本編：第3章3-1 （5）バッチ処理（一括処理）に係る事項
二重登録通知・照会	• 二重登録に係る確認については、転入先市区町村から「通知」を必ず行うこととし、転入先市区町村から「通知」が無かった場合のみ「照会」を行う。当該運用に必要な情報管理・帳票出力機能を定義する。	• 別紙3 機能要件： 2.3. 二重登録対象者管理

※End user computingの略

機能要件の概要　－　機能要件のポイント（2/3）

○　（前頁の続き）

機能要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙3（機能要件）に詳細記載）

失権者の管理	• 各団体によって失権者情報の管理対象・方法には差異があったが、失権者情報として、基本4情報、令第1条の3通知作成に必要な情報、復権確認に必要な情報を管理対象とし、失権者管理に関する機能として、失権者情報管理機能、令第1条の3通知の出力機能、復権処理機能、失権者一覧の出力機能を定義している。	• 別紙3 機能要件：3.1. 失権者管理
選挙区・投票区等の設定	• 選挙区・投票区について、住所のほか、選挙人や自治体単位で設定可能とする機能を定義している。 • 選挙区・投票区の区割り及び投票所との紐づけについては、各自治体職員がパラメータ変更で設定可能な機能としている。	• 別紙3 機能要件：13.1. 管理項目
統計・集計情報の作成	• 法令上、作成が必要または国へ提出が必要な統計・集計については実装必須機能として要件を定義している。 • そのほかの統計・集計についてはEUC機能や画面参照での対応を可能としている。	• 別紙3 機能要件：1.4. 定時登録集計／2.7 選挙時登録集計／ 5.8 国民投票集計／ 10.1. 期日前・不在者・当日集計／ 11.6 在外選挙人集計／ 12.2. 当日投票集計
共通投票所	• 共通投票所については、現段階において導入団体が限られており、期日前・不在者投票管理機能を準用しているケースが多くを占める。そのため、共通投票所機能として確立したシステムを利用しているケースは見受けられない。しかしながら、投票環境の向上等の観点から導入検討を行う団体が増加することが見込まれるため、【実装してもしなくても良い機能】として共通投票所機能を定義している。	• 本編：第3章3-1（6）共通投票所に係る要件 • 別紙3 機能要件：9.1. 共通投票所
マイナポータルぴったりサービス	• 不在者投票用紙等のオンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できることを定義している。 • また、申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できることを定義している。	• 本編：第3章3-1（7）マイナポータルぴったりサービスに関する要件 • 別紙3 機能要件：10.2データ連携（取り込み）／10.3. データ連係（出力）

機能要件の概要 － 機能要件のポイント（３/３）

○ （前頁の続き）

機能要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙3（機能要件）に詳細記載）

マイナンバーカードを用いた投票受付	• 選挙人名簿管理業務においては、一部の地方公共団体においてマイナンバーカードを用いた投票受付を行っている。本機能については、現段階では実装ベンダ及び実装団体が限られるものの、【実装してもしなくても良い機能】として定義している。	• 本編：第3章3-1（8）マイナンバーカードを用いた投票受付 • 別紙3 機能要件：12.6.マイナンバーカードを用いた投票受付
各団体における条例による住民投票	• 直接請求による住民投票に関しては、選挙人名簿管理システムを用いることで業務が実現できるよう仕様書に要件を定めているが、条例による住民投票に関しては、各地方公共団体において条例に定める要件が異なることから要件の定義を行わない。	• 本編：第3章3-1（9）各地方公共団体における条例による住民投票に係る要件 • 別紙3 機能要件：10.4.国民投票・住民投票

帳票要件の概要　－　帳票要件

○　帳票要件では、選挙人名簿管理システムで取り扱う全ての帳票を一覧化し、概要・用途、出力条件、様式等を整理した。

○　また、従来紙帳票として出力していた帳票について、検討の過程で「画面出力のみ」や「EUC」での対応へ変更となった帳票についても、本一覧へ記載することで機能を担保し、業務上の不都合を回避する。

帳票要件の概観

		①		②			③										
		帳票区分		標準化検討			帳票一覧										
帳票ID（業務ID＋連番）	サブユニット名称	外／内	種別	方針	実装すべき帳票	実装しても、しなくても良い	帳票名称	概要・用途 ※標準化検討において「対象外」とした帳票は、概内に理由を記	出力条件等 ※6.集計表、7.条件別一覧、8. データ連携用CSVファイル、9	法令との対応	様式有無	印刷済用紙の提供有無	一括／個別	頻度	出力様式	直接請求での利
0060001	1.選挙人名簿管理（選挙）	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本（定時用）（A4縦）	定時登録時に用いる選挙人名簿の抄本。	－	法第二十条 令第二十二条の二	あり（法令様式）	－	一括	登録月（毎年3月、6月、9月、12月）	汎用紙 CSV PDF	●
0060002	1.選挙人名簿管理（選挙）	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本（定時用）（A4横）			法第二十条 令第二十二条の二	あり（法令様式）	－	一括	登録月（毎年3月、6月、9月、12月）	汎用紙 CSV PDF	●
0060003	1.選挙人名簿管理（選挙）	外部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本（閲覧用）	申出を行った者に選挙人名簿抄本を閲覧させる場合に調製した、閲覧用の帳票。 支援措置対象者を非表示にすることを可能とする。	－	法第二十条 令第二十二条の二	あり（法令様式）	－	一括	登録月（毎年3月、6月、9月、12月）	汎用紙 CSV PDF	－
0060004	1.選挙人名簿管理（選挙）	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本（選挙時・期日前・当日用）（A4縦）	選挙時に用いる選挙人名簿の抄本。投票日前日までの期日前・不在者投票の受付状況及び選挙人名簿への表示・選挙人名簿からの抹消状況を記載し、投票日当日に選挙人の資格照合を行うために出力する。	－	－	－	－	一括	選挙時	汎用紙 CSV PDF	●
0060005	1.選挙人名簿管理（選挙）	内部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿抄本（選挙時・期日前・当日用）（A4横）			－	－	－	一括	選挙時	汎用紙 CSV PDF	●
0060006	1.選挙人名簿管理（選挙）	外部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		選挙人名簿登録証明書	不在者投票において、船員が選挙人名簿に登録されていることを示す証明書。	－	令第十八条２	あり（法令様式）	－	個別	随時	専用紙	－
0060007	1.選挙人名簿管理（選挙）	外部	1.法令様式のある帳票	レイアウトまで標準化	●		南極選挙人証	不在者投票において、南極選挙人であることを示す証明書。	－	令第五十三条	あり（法令様式）	－	個別	随時	専用紙	－

SAMPLE

①帳票区分

帳票区分

- 内部帳票／外部帳票の別を記載

種別

- 法令様式／自治体間通知／住民向け通知・案内／集計　等の10種の種別を記載

②標準化検討

方針

- レイアウトまで標準化／印字項目まで標準化／画面参照／EUCの別を表記

実装必須帳票／標準オプション帳票

- 標準／標準オプションの別を表記

③帳票概要

概要・用途

- 帳票の記載内容や利用用途、考慮すべき事項、補足等の説明を記載

出力条件等

- 帳票種別が集計表、条件別一覧、.データ連携用CSVファイル、その他の一覧・集計表の場合、出力における条件指定、出力項目、集計単位等の定義を記載

帳票要件の概要　－　帳票印字項目・諸元表

○　帳票印字項目は、前頁の帳票要件の「標準化方針」のうち「レイアウトまで標準化」「印字項目まで標準化」と分類された帳票を対象に、整理を行った。

○　特定の個別様式を持つ帳票を除き、出力項目の類似する帳票（名簿抄本、条件別の一覧、集計表等）については、一つのシートに横並びでの記載を行い類似点／差異を明確化している。

帳票印字項目の概観

No.	繰り返し	表示項目 大分類	小分類	備考	0060001 選挙人名簿抄本（定時用）（A4縦）	0060002 選挙人名簿抄本（定時用）（A4横）	0060003 選挙人名簿抄本（閲覧用）	0060004 選挙人名簿抄本（選挙時・期日前・当日用）（A4縦）	0060005 選挙人名簿抄本（選挙時・期日前・当日用）（A4横）	0060053 （国民投票）投票人名簿抄本（登録時点）（A4縦）	0060054 （国民投票）投票人名簿抄本（登録時点）（A4横）
①		出力設定									
1		出力条件	名簿調製日		固定		固定	固定			
2			投票区		任意		任意	任意		任意	
3			行政区・町丁目・任意地域	※標準オプション 簿冊単位での振り分けができること	任意		任意	任意		任意	
4			指定都市の総合区または行政区	※標準オプション	任意		任意	任意		任意	
5			選挙区別		任意		任意	任意		任意	
6		改ページ	投票区		任意		任意	任意		任意	
7			行政区		任意		任意	任意		任意	
②		項目定義									
13	○	選挙人情報	（行の表示に係る要件）		抹消者：取消し線		抹消者：取消し線 支援対象者：行詰め	抹消者：取消し線		－	
14	○		行番号	選挙人名簿抄本に記載の「投票区」「頁番号」「行番号」の組み合わせを「名簿番号」とする	○		○	○		○	
15	○		住所		○		○	○		○	
16	○		最終住所	本籍地の場合は「本籍地登録」のみ記載する							
17	○		氏名・フリガナ		○		○	○		○	
18	○		氏名・氏名		○		○	○		○	

SAMPLE

①出力設定

- 帳票の出力条件、改ページ条件、出力順を記載（固定の様式が存在する場合には、記載なし）
- 選挙人名簿抄本等、同様のレイアウト形式の帳票については、横並びで記載

②項目定義

- 帳票に印字する項目を一覧化
- 表形式等で同じ項目を複数回出力する場合においては「繰り返し」に○を表記
- 類似帳票間で出力の仕方が異なる場合（取り消し線の付記、行詰め等）には、個別条件を記載

帳票要件の概要　－　帳票レイアウト

○　帳票要件における「標準化方針」のうち「レイアウトまで標準化」と分類された帳票について、標準レイアウトの定義を行った。

○　帳票レイアウトは、事業者からの提供されたサンプルレイアウト及びWT検討結果に基づいて作成した。また、記載のパターンが多岐にわたる選挙人名簿等の帳票については、複数のサンプル印字を示した。

帳票レイアウトの概観

SAMPLE

選挙人名簿抄本

○○県○○市○○町（村）　　作成日　令和３年１

選挙区　○○○○○○

区(政令市)	投　票　区	行政区	任意地域	簿冊番号
サンプル区	99999　第○投票区	○○町○丁目		999

投票所　○○○○○○　　99999　頁

①

②

行番号	住　所	フリガナ 氏　名	生年月日 性　別	資格照合	受付 衆小	衆比	国審	参選	参比	知事	県議			備　考	行番号
1	○○町○○丁目○○番地　○○アパート○○○号	サンプル　タロウ サンプル　太郎	S60.11.11 男												1
2	○○町○○○○○番○○番地　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○号	サンプル　ナガイジュウショシメイ サンプル　長い住所氏名	S60.11.11 男												2
3	○○町○○丁目○○番地　○○アパート○○○号	チャン　ユーリン ZHANG YULIN 張 玉蓮	S60.11.11 女												3
4	○○町○○丁目○○番地　○○アパート○○○号	サンプル　フザイシャ サンプル　不在者	S60.11.11 女	×	受	受	受	受	受	受	受				
5	○○町○○丁目○○番地　○○アパート○○○号	サンプル　ミジュリ サンプル　未受理	S60.11.11 女	△	交	交	交	交	交	交	交				

第 999999 号
令和○年○月○日

999-9999
○○県○○市○○町○○番地
○○アパート○○○号

サンプル　太郎　様

（市区町村）
選挙管理委員会委員長　○○○　○○○

郵便等による投票用紙等請求書の送付について（案内）

下記の選挙が近づいて参りましたのでお知らせいたします。

記

執行日	選挙名	不在者投票期間	郵便投票請求期限
令和○年○月○日	○○○○選挙	○月○日～○月○日	○月○日○時必着
令和○年○月○日	○○○○選挙	○月○日～○月○日	○月○日○時必着

郵便等投票の投票用紙の請求は不在者投票期間より前に行うことができますので、早めの請求をお勧めします。ただし、選挙管理委員会より投票用紙をお送りできるのは、不在者投票が始まる時期となりますので、ご了承ください。

なお、請求の際には、同封の「不在者投票請求書」に記載のうえ、「郵便等投票証明書」を添えてご送付ください。請求できる期間は、投票日の４日前までとなります。

請求は、郵送の他、代理の方の持参でも可能です。ただし、投票用紙等の提出は郵送に限りますので、ご注意ください。

連絡先
（通知先市区町村）選挙管理委員会
TEL：000-0000-0000
MAIL：xxxxxxxxx@xxxxxx.lg.jp

任意記入欄
例１）返送の際は、上記メールアドレスにご送付ください。お電話でのお問い合わせは、毎週●●までお願い致します。
例２）FAX：000-0000-0000

③　下記の選挙が近づいて参りましたのでお知らせいたします。

記

執行日	選挙名	不在者投票期間	郵便投票請求期限
令和○年○月○日	○○○○選挙	○月○日～○月○日	○月○日○時必着
令和○年○月○日	○○○○選挙	○月○日～○月○日	○月○日○時必着

郵便等投票の投票用紙の請求は不在者投票期間より前に行うことができますので、早めの請求をお勧めします。ただし、選挙管理委員会より投票用紙をお送りできるのは、不在者投票が始まる時期となりますので、ご了承ください。

なお、請求の際には、同封の「不在者投票請求書」に記載のうえ、「郵便等投票証明書」を添えてご送付ください。請求できる期間は、投票日の４日前までとなります。

請求は、郵送の他、代理の方の持参でも可能です。ただし、投票用紙等の提出は郵送に限りますので、ご注意ください。

①項目名・並び順

- 各項目の並び順について、法令様式を基本としながらも、名簿対照に際して視認性・業務効率の向上に資するレイアウトを作成

②出力データサンプル

- 「帳票レイアウトは同じだが、出力データの見え方が異なる」といった事象を防ぐため、抹消者や表示者、資格登録者等、様々なパターンの選挙人データサンプルを記載

③案内文

- 国政選挙、都道府県選挙、市区町村選挙のあらゆる選挙で利用可能な文章として記載
- 対象、期限等が複数存在するケースについては、表形式を採用
- ただし書きについては、事業者、団体によって表記の有無にバラつきがあったが、通知先に有益な情報については極力採用する方針

帳票要件の概要 － 帳票要件のポイント（1/2）

○ 帳票要件に関する主なポイントを以下に示す。機能要件と同様、これらのトピックはワーキング及び事務局内での整理を経て、取りまとめを行い、標準準拠システム開発にあたっての基本方針として示すものである。

帳票要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙5～7（帳票要件/帳票印字項目・諸元表/帳票レイアウト）に詳細記載）

外部帳票	• 選挙人名簿管理システムにおける外部帳票は以下を定義している。 ✓ 法令様式のある帳票（選挙人名簿（閲覧用）、調書、証明書及び宣誓書） ✓ 投票所入場券 ✓ 自治体間通知（在外選挙に係る領事官宛て文書含む） ✓ 住民向け通知・案内（不在者投票に係る不在者投票管理者宛て文書含む） ✓ 宛名・ラベル ✓ データ連携用CSVファイル（投票所入場券データ） • 外部帳票（宛名・ラベルを除く。）については、帳票レイアウト及び帳票印字項目の定義を行った。 • 法令様式が存在する帳票については当該様式に準拠することを前提として、必要な整理を行った。 • 帳票レイアウトを規定する外部帳票については、基本的にはA4縦としているが、帳票によっては視認性等に配慮し、A4横等としている。 • 専用紙を使用する帳票については各帳票の仕様にてサイズ等を記載する。 • 外部向けの大量印刷・発送の際の対象物や印刷条件については本仕様書の対象外とする。 • 帳票印刷を外部委託し、印刷業者にて帳票レイアウトを用意する場合も想定される。この場合、選挙人名簿管理システム上にレイアウトデータを保持する必要はなく、作成した選挙人情報データのみを出力することも可能とする。	• 本編：第4章 4-1 （1）外部帳票の定義 （2）外部帳票における帳票サイズの取扱い （3）外部帳票における専用紙帳票の取扱い （4）外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い （5）外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い （7）外部帳票・内部帳票の実現方法 • 別紙5 :帳票要件 • 別紙6 :帳票印字項目・諸元表 • 別紙7：帳票レイアウト
内部帳票	• 選挙人名簿管理システムにおいては、下記の帳票を内部帳票として定義している。 ✓ 法令様式のある帳票（選挙人名簿、投票録） ✓ 集計表 ✓ 条件別一覧 ✓ その他の一覧・集計表 ✓ データ連携用CSVファイル • 法令様式が存在する帳票については当該様式に準拠することを前提として、必要な整理を行った。 • 内部帳票のうち、集計表及び条件別一覧については、帳票概要・用途や仕様概要及び帳票印字項目の定義を行った。 • その他の一覧・集計表については、帳票概要・用途や仕様概要や出力条件を中心に標準仕様の定義を行った。	• 本編：第4章 4-1 （6）内部帳票の定義 （7）外部帳票・内部帳票の実現方法 • 別紙5 :帳票要件 • 別紙6 :帳票印字項目・諸元表 • 別紙7：帳票レイアウト

帳票要件の概要 － 帳票要件のポイント（2/2）

○ （前頁の続き）

帳票要件の主なポイント（標準仕様書本編・別紙5～7（帳票要件/帳票印字項目・諸元表/帳票レイアウト）に詳細記載）

選挙人名簿抄本	• 選挙人名簿抄本における支援対象者、表示者等の表記方法やレイアウトが市区町村、事業者ごとに異なる状態となっていたため、標準的な様式を定義している。	• 別紙5 :帳票要件 • 別紙6 :帳票印字項目・諸元表 • 別紙7：帳票レイアウト
投票所入場券	• 市区町村ごとに投票所入場券のレイアウトや様式、送付単位が異なっているため、標準化の検討を行った。 • 封書様式/世帯単位のレイアウトを投票所入場券の推奨レイアウトとして定義している。 • ただし、ワーキングなどでの意見や各団体での運用状況を踏まえ、推奨案以外の様式・送付単位も可とし、標準レイアウトを定義している。	• 別紙5 :帳票要件 • 別紙6 :帳票印字項目・諸元表 • 別紙7：帳票レイアウト
宣誓書	• 宣誓書のレイアウトが市区町村、事業者ごとに異なる状態となっていたため、投票所入場券裏面の宣誓書及びシステム出力の宣誓書の標準レイアウトを定義している。	• 別紙5 :帳票要件 • 別紙6 :帳票印字項目・諸元表 • 別紙7：帳票レイアウト
帳票印刷	• 他の標準化対象業務の仕様に準拠する形でデータ出力、発行抑止、文字溢れ対応、レイアウト、印刷に係る要件を標準仕様書本編及び共通要件に定義している。	• 本編：第4章 4-1（4）外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い （5）外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い • 別紙3 機能要件：13.7. 様式・帳票出力

業務に関する資料の概要　－　業務フロー

○　業務フロー（フローチャート）では、ワーキングや全国意見照会にて判明した自治体間の運用上の差異を整理して、標準準拠システムを用いた業務運用を体系的に記載している。また、フローチャートだけでは表現できない業務運用上の補足情報等を備考として記載している。

業務フローチャートの概観

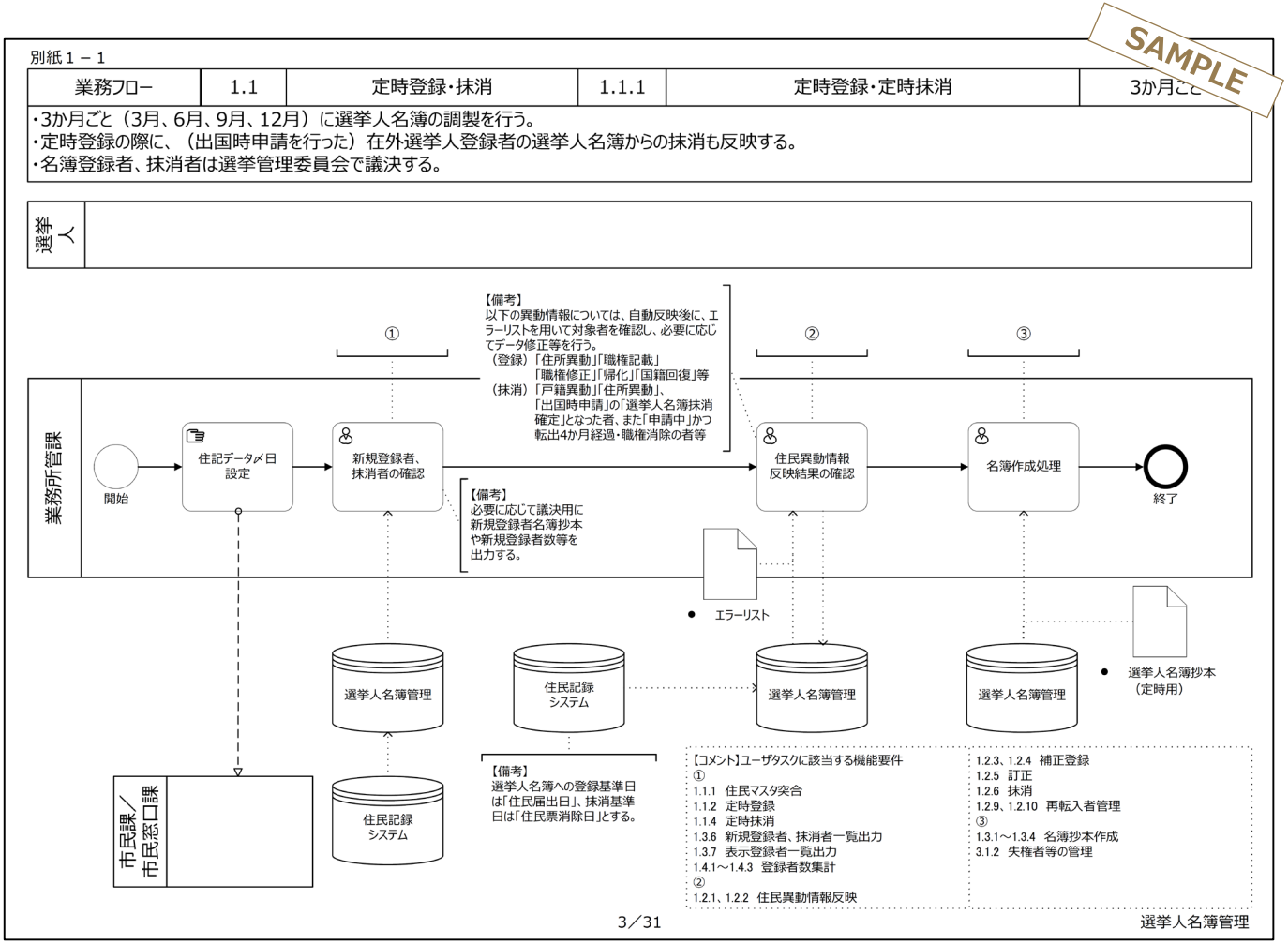

①自治体規模・特性を網羅

- 自治体規模・特性に応じてフローが異なる場合は、差異を可視化

②レアケースへの対応を記載

- レアケースや一部自治体のみでの発生が見込まれる運用については、備考等にて当該ケースへの対応を記載

③BPMNへの準拠

- フローチャートの表記はBPMN（※）に準拠し、分析レベルで事務を記載

※Business Process Model and Notationの略

業務に関する資料の概要 － ツリー図

○ ツリー図は、選挙人名簿管理業務に係る機能要件の一覧性を高め、標準化の対象となる事務を明確化することを目的に作成している。

○ フローを基に、標準化対象となる業務を体系的に記載し、関係する機能要件の項番を付記している。

ツリー図の概観

【業務フローとの対応】

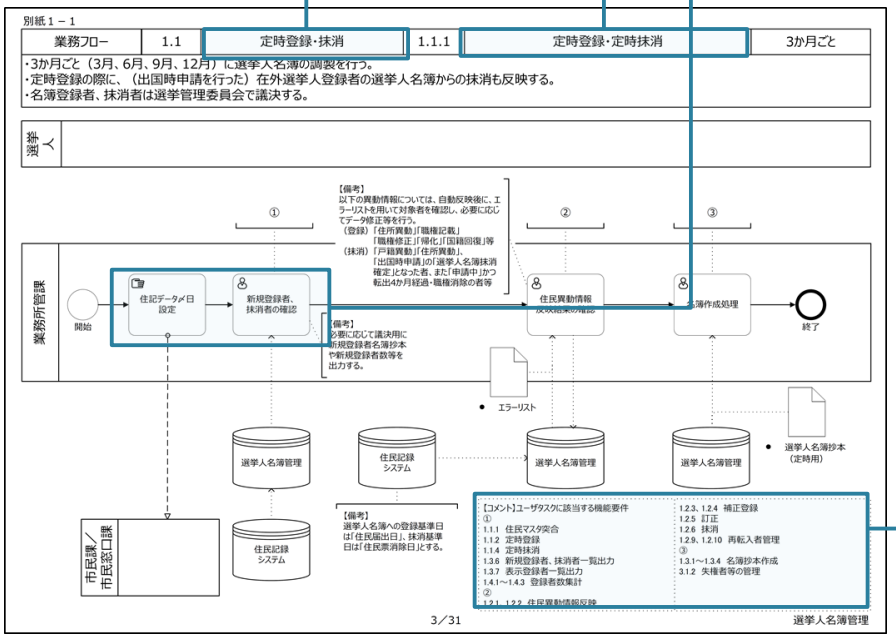

①デジタル庁の方針への準拠

- デジタル庁が示したツリー図の作成に係る指針（標準化対象事務の明確化）に準拠した形で作成

②業務フローと各階層の紐づけ

- 業務フローにおける表記に基づき、システム名・事務の大分類名・事務の小分類名・作業名・機能要件を体系的に整理

③手作業とシステム作業を明確化

- 第四階層（事務を作業名単位で記載）にて、人が行う作業は点線、システムが行う作業は実線で整理

その他の要件の概要　－　データ要件・連携要件・非機能要件

○　前述の要件の他に標準準拠システムに関連する要件として、データ要件・連携要件・非機能要件が挙げられる。

○　データ要件については、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にすることを目的として作成され、デジタル庁が作業主体となって整備する。

○　連携要件については、標準準拠システム間や他の行政機関（公共サービスメッシュ（仮称）等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにすることを目的として作成され、データ要件と同様にデジタル庁が作業主体となって整備する。なお、選挙人名簿管理システムにおけるサブユニット間の連携については、本仕様書にて定義する。

○　本仕様書ではデジタル庁によって策定されたデータ要件及び連携要件に従う方針とする。

○　運用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」によるものとする。

3. 今後の予定

今後の主な検討事項（選挙業務のデジタル化等に関する継続検討）

○ 下記の①～③の選挙業務のデジタル化に関係する事項や選挙制度改正に関する事項は、今後も継続的に検討し、適宜、要件を見直しのうえ、標準仕様書を更新することを想定している。

① 在外選挙管理サブユニット、当日投票管理サブユニット

- 現段階では、各団体における導入要否は任意としたうえで、サブユニットとして定義
- また、当該サブユニットを導入しない団体での運用を想定し、出国時申請者管理、当日用名簿抄本作成（選挙人名簿抄本（選挙時－選挙期日前日締分））、当日投票者入力等の機能を選挙人名簿管理システム及び期日前・不在者投票管理サブユニットに定義

② 共通投票所

- 現段階では、期日前・不在者投票管理機能を準用しているケースが多くを占めており、共通投票所機能として確立したシステムを利用しているケースは見受けられない状況であるため、標準オプション機能として標準仕様書に定義

③ マイナンバーカードを用いた投票受付

- 現段階では、一部の地方公共団体においてマイナンバーカードを用いた投票受付を実施しているが、現段階では実装ベンダ及び実装団体が限られている状況であるため、標準オプション機能として定義

④その他

- 在外選挙人の国民審査をはじめとした選挙制度改正への対応　等
- 国民投票に関する拡張性要件の詳細化

今後の主な検討事項（デジタル庁方針への準拠）

○ 下記の①～④については、デジタル庁方針への準拠が必要となるため、今後、デジタル庁によって策定・拡充予定の各種共通要件の仕様書等を踏まえつつ、継続的にデジタル庁への照会・調整等を行い、必要な見直しのうえ、標準仕様書を更新することを想定している。

① 共通機能
- 地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書
- 申請データ照会API仕様書
- 申請処理状況登録API仕様書　等

② データ要件
- 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書
- 選挙人名簿管理システムに係る基本データリスト・機能別連携仕様　等

③ 連携要件
- 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書　等

④ 非機能要件
- 標準非機能要件
- 情報セキュリティーポリシーガイドライン改定方針　等

今後のスケジュール

○ これまで、検討会・WT等での協議、全国意見照会、APPLIC照会、デジタル庁との調整等を実施してきたところであり、その結果等を踏まえた標準仕様書【1.0版】を令和４年８月末に公表する。

○ 標準仕様書【1.0版】の公表後は、公表した標準仕様書を基に標準準拠システムの開発を行うベンダや調達を行う自治体からの意見、前述の継続検討事項、デジタル庁との各種調整等を踏まえ、適宜、標準仕様書を更新することを想定している。

	令和3年度	令和4年度				【1.0版】公表後
	標準仕様書案作成	検討会等での検討	デジタル庁等との調整	第４回検討会	第５回検討会／標準仕様書【1.0版】公表(８月末)	デジタル庁等との調整／標準仕様書の改版
作業概要	■ 検討会(WT)での検討結果、全国意見照会結果を踏まえ、標準仕様書(案)を作成	■ 全国市区町村意見照会結果から抽出した論点を中心に、検討会(WT)にて協議・検討 ■ 協議・検討結果を踏まえ、標準仕様書(案)を精緻化	■ デジタル庁と、非機能要件、データ要件、連携要件等を調整 ■ 調整結果は標準仕様書 (案)へ反映	■ 標準仕様書(案)【1.0版】の提示	■ 標準仕様書【1.0版】の承認 ■ 標準仕様書【1.0版】の公表に向けた準備	■ 自治体・ベンダからの改善意見を踏まえた見直し・調整 ■ 選挙業務のデジタル化等に関する継続検討 ■ デジタル庁方針への準拠（共通機能、データ要件、連携要件、非機能要件等） ■ 調整結果は標準仕様書 (案)へ反映
自治体	全自治体	構成員				全自治体
	■ 標準仕様書（案）の意見提出	■ ワーキングチームへの参加 ■ 標準仕様検討・案作成		■ 標準仕様書（案）の確認 ■ 意見提出、調整		■ 標準準拠システムの改善に係る意見提出・調整 ■ （標準準拠システムの調達）
APPLIC・ベンダ	■ 標準仕様書(案)の確認 ■ 意見提出	■ 標準仕様書(案)の確認 ■ 意見提出（４月～６月）				■ 標準準拠システムの改善に係る意見提出・調整 ■ （標準準拠システムの開発）

（参考資料１）

機能ID数・帳票ID数

機能ID数・帳票ID数

○　選挙人名簿管理業務の標準準拠システムに係る機能ID数及び帳票ID数を示す。

１．機能ID数

サブユニット	実装すべき機能	実装してもしなくてもよい機能	合計
選挙人名簿管理	173	95	268
期日前・不在者投票管理	148	20	168
在外選挙管理	68	2	70
当日投票管理	21	1	22
共通	98	31	129
合計	508	149	657

２．帳票ID数

サブユニット	外部帳票			内部帳票		合計
	実装すべき機能	うち、帳票レイアウトを規定した帳票	実装してもしなくてもよい機能	実装すべき機能	実装してもしなくてもよい機能	
選挙人名簿管理	36	34	0	45	7	88
期日前・不在者投票管理	6	5	2	26	0	34
在外選挙管理	14	14	0	14	0	28
当日投票管理	0	0	0	0	0	0
共通	3	0	0	3	1	7
合計	59	53	2	88	8	157

（参考資料２）

検討会の体制・検討経緯

総務省の検討体制

○　自治体システム等標準化検討会では、これまで、住民記録システム及び税務システムの標準化について検討を行ってきたが、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、新たに選挙人名簿管理システムの標準化についても検討する。

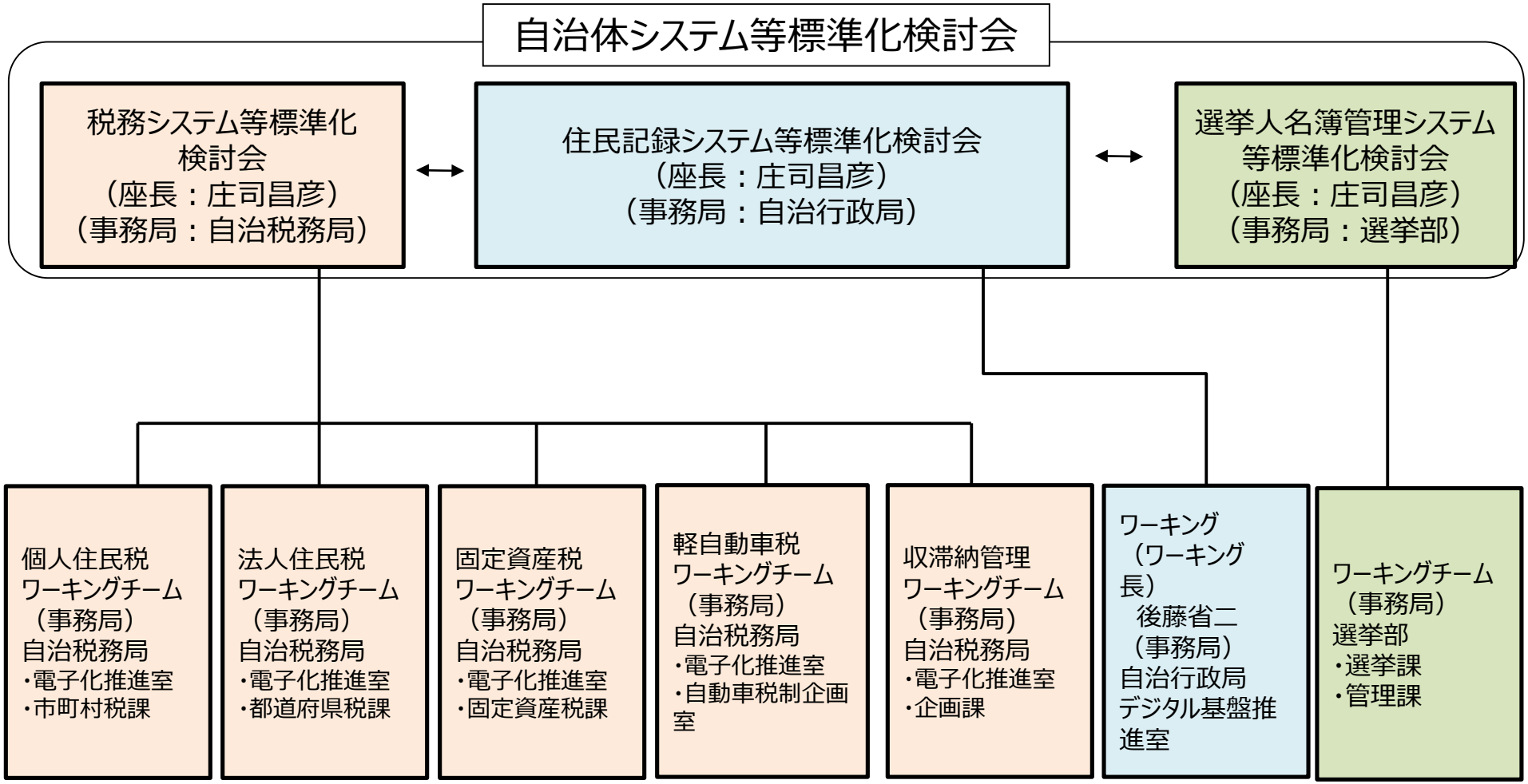

WTの構成員

○　自治体システム等標準化検討会における指針を踏まえて、具体的な課題・論点を検討するワーキングチームを立ち上げ、標準仕様書の策定にあたっての方針検討を行った。ワーキングチームの構成員は下記のとおり。

選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム構成員の一覧

氏名（敬称略）	団体名	役職等
小島　勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会	代表理事
三浦　雄二	全国市区選挙管理委員会連合会	事務局長
田畑　裕紀	札幌市（北海道）	選挙管理委員会事務局　選挙係長
久保　正義	広島市（広島県）	選挙管理委員会事務局　選挙課長
花岡　　瞬	前橋市（群馬県）	選挙管理委員会事務局　主任
江森　渉	船橋市（千葉県）	環境部環境政策課総務企画係　主査
佐々木　雅	日野市（東京都）	選挙管理委員会事務局
大竹　芳弘	三条市（新潟県）	総務部　情報管理課　課長補佐
秋山　平八郎	甲府市（山梨県）	選挙管理委員会事務局　選挙係課長補佐
若杉　泰之	富士市（静岡県）	総務部　デジタル推進課　総括主幹
岩田　朋子	南国市（高知県）	選挙管理委員会事務局　主査
本山　政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室　室長
吉本　明平	APPLIC	企画部　担当部長
三木　浩平	総務省	総務省デジタル統括アドバイザー
前田　みゆき	デジタル庁	統括官付プロジェクトマネージャー

これまでの検討経緯

○ 令和３年５月31日に、第１回選挙人名簿システム等標準化検討会を開催。
・ 今後の検討方針、スケジュール等を共有。

○ 令和３年６月17日より、ワーキングチーム（全６回）において、機能要件及び帳票要件の標準仕様案の検討を実施。
・ ワーキングチームにおいて、参加地方団体の調達仕様や業務の仕方を比較したうえで、効率的な処理　　等につながる標準とすべき機能要件・帳票要件を議論。

○ 令和３年９月15日に、第２回選挙人名簿システム等標準化検討会を開催。
・ 標準化に係る論点におけるワーキングチームの方針、検討状況を共有。

○ 令和３年10月６日 ～ 令和3年12月3日にかけて、ワーキングチームで検討した標準仕様案について全国市区町村等意見照会を実施。
・ 機能要件、帳票要件（印字項目含む）について、全国市区町村等に意見照会を実施。

○ 令和４年２月14日より、ワーキングチーム（全２回）において、全国市区町村等意見照会結果の反映方針について検討を実施。

○ 令和４年５月12日に、第３回選挙人名簿システム等標準化検討会を開催。
・ 全国市区町村等意見照会結果を踏まえた検討状況等を共有

○ 令和４年4月22日　～　令和４年6月10日にかけて、全国市区町村等意見照会結果を反映した機能要件、帳票要件等について、 APPLIC意見照会を実施。

○ 令和４年7月29日に、第４回選挙人名簿システム等標準化検討会を書面にて開催。
・ 全国市区町村等意見照会結果、APPLICへの意見照会結果を踏まえた標準仕様書【1.0版】（案）等を提示

これまでの検討会・ワーキングの開催実績

令和３年５月31日	第１回検討会	今後の検討方針、スケジュール等	**令和３年８月19日**	第６回ワーキング	帳票要件の検討等
令和３年６月17日	第１回ワーキング	ワーキングの進め方、機能要件の検討等	**令和３年９月15日**	第２回検討会	標準化に係る論点におけるワーキングチームの方針、検討状況
令和３年７月１日	第２回ワーキング	機能要件の検討等	**令和４年２月14日**	第７回ワーキング	機能要件の検討等
令和３年７月19日	第３回ワーキング	機能要件の検討等	**令和４年２月25日**	第８回ワーキング	機能要件の検討等
令和３年７月30日	第４回ワーキング	機能要件の検討等	**令和４年５月12日**	第３回検討会	全国市区町村等意見照会結果を踏まえた検討状況 等
令和３年８月５日	第５回ワーキング	機能要件の検討、帳票要件の検討等	**令和４年7月29日**	第４回検討会	標準仕様書【1.0版】（案）提示